

日本民族國策研究會の創立

動亂期の世界情勢に對處し高度國防國家の建設を遂げ、新東亞建設の民族的使命達成に邁進する皇國にとり、民族力増強の痛切なる要望は勃然として各方面に擧げられるに到つたが、かゝる要望に則して昭和十六年六月十九日東京市麹町區丸ノ内帝國鐵道協會に於て日本民族國策研究會創立發起人會が開催せられ同會の創立を議定し、發起人會後直ちに金光厚生大臣臨席の下に盛大なる發會式が舉行された。

既に昭和十四年十月學會一部の有志相謀り、日頃の蓄蓄を傾けて民族強化の國策に資すると共に、廣く學會の大同團結を圖り職域奉公の誠を致すべき適切な機關を創立せんと第一回の打合會を開催し、爾來一歲有餘に亘り、慎重に準備を進めつゝあつたが、昨年九月閣議に於て、「國土計畫設定要綱」が決定され、本年一月又「人口政策確立要綱」が閣議決定を見、厚生省に於ては愈々人口局を設置することに決定する等、期熟するに及び、遂に今回創立の運びに至つたものである。

發起人として廣瀬久忠氏、金杉英五郎氏、下村宏氏、稻田龍吉氏、長與又郎氏、北島多一氏、高杉新一郎氏、關屋貞三郎氏、三田定則氏をはじめとし、北は北海道、南は九州臺灣、朝鮮滿洲の外地に及び各大學、關係學部の權威者百數十名に達した。

創立發起人會は別項の創立趣意書及規約案を滿場一致可決し、會長として佐佐木行忠侯爵を推戴し、顧問、參與、役職員の決定は會長に一任指名に依る事とし、顧問七名、參與三十四名、理事二十二名、監事四名、

評議員五十三名、幹事十名の委囑任命を見た。理事長は林春雄博士に、古屋芳雄、齋藤潔、白木正博の三博士が常務理事に指名され、又規約第八章による委員として學術委員八十四名が委囑された。

日本民族國策研究會の發會式は創立發起人會に引續き、同じく帝國鐵道協會に於て、六月十九日午前十一時、來賓として、金光厚生大臣、木村陸軍次官、宮本企畫院次長をはじめ厚生省各局長列席の下に舉行され、參列者貳百五十名に及び盛會を極めた。會は佐佐木會長の挨拶にはじまり、内閣總理大臣祝辭、厚生大臣祝辭、文部大臣祝辭あり、次いで經過報告を終りて、來賓の挨拶に入り、宮本企畫院次長、木村陸軍次官、長與又郎博士より夫々挨拶があり、正午より午餐會が開かれ席上廣瀬久忠氏、中村豊博士の挨拶等ありて、午後一時半盛會裡に散會した。

同會設立趣意書及び規約を掲ぐれば次の如くである。

日本民族國策研究會設立趣意書

聖戰四ヶ年ヲ閱シテ我ガ日本民族ハ非常ノ時ニ遭遇シ兵力ノ補給産業要員ノ整備ハ現下ノ大問題デアリガ、更ニ大東亞共榮圈ノ將來ヲ見越シテノ人口ノ量及質ノ増強ハ焦眉ノ急務デアリ。先般「人口政策確立要綱」及「國土計畫設定要綱」ガ閣議決定ヲ見タルモ此ノ趣旨ニ基クモノデアリ。然シナガラ此等ノ要綱ハ今後政府ニ於テ着手スベキ民族力強化政策ノ大方針ヲ示シタルニ過ギズ、之ガ具體化ニ到ルマデニハ幾多ノ研究事項アリ、關係各部門ノ學者ノ協力ヲ要スルコト切ナルモノガアル。茲ニ鑑ミ日本民族國策研究會ヲ創立シ職域奉公ノ精神ト技術總力動員ノ方法トニヨツテ民族力發揚ノタメノ諸方策ノ研究促進ニ從事セントスルモノデアリ。

日本民族國策研究會規約

第一章 名 稱

第一條 本會ハ日本民族國策研究會ト稱ス

第二章 目的及事業

第二條 本會ハ日本民族力ノ強化ヲ目的トスル諸般ノ調査研究ヲ遂ゲ我ガ國ノ民族國策ニ資スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 民族力増強ニ關スル對策施設ノ促進
- 二 民族力増強及國土計畫ニ關スル調査研究
- 三 協議會研究會其ノ他ノ集會ノ開催
- 四 政府ノ諮問ニ對スル答申及建議
- 五 參考資料ノ蒐集整理編纂及印刷發行
- 六 關係諸機關トノ聯絡提携
- 七 其ノ他前條ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事業

第三章 事務所

第四條 本會ハ事務所ヲ東京市麹町區霞ヶ關三丁目一番地人口問題研究所内ニ置ク

第四章 會 員

第五條 會員ヲ分チテ名譽會員贊助會員及通常會員ノ三種トス

名譽會員ハ本會ニ功勞アル者又ハ學識名望アル者ニ就キ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ推薦ス
贊助會員ハ特別ノ出資其ノ他ノ方法ニ依リ本會ノ事業ヲ援助スル者ニ就キ會長之ヲ推薦ス
通常會員ハ本會ノ趣旨ニ賛同シ所定ノ會費ヲ納入スルモノトス會員ノ入會退會並會費ノ納入ニ關スル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第五章 役員職員顧問及參與

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- | | |
|-------|-----|
| 一 會 長 | 一 名 |
| 一 理 事 | 若干名 |

一 監事 若干名
一 評議員 若干名

第十九條 本會ニ參與若干名ヲ置キ重要ナル會務ニ參與セシム

第七條 會長ハ評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ推薦ス
會長ハ會務ヲ總理ス

參與ハ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委囑ス
參與ノ任期ハ役員ノ任期ニ準ズ

第八條 理事ハ評議員中ヨリ評議員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委囑ス

第六章 理事會

第九條 理事ニ理事長一名及常務理事若干名ヲ置キ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 理事會ノ議決スベキ事項左ノ如シ
一 評議員會ニ附議スベキ事項
二 調査研究ニ關スル事項
三 財産ノ管理及處分ニ關スル事項
四 寄附ノ受諾ニ關スル事項
五 規約ノ變更及規則ノ制定變更ニ關スル事項
六 其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十條 常務理事ハ理事長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理ス
常務理事ハ業務執行及資産狀況ヲ監査ス

第二十一條 理事會ハ必要ニ應ジ理事長之ヲ招集ス
理事三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ理事會ヲ招集スルコトヲ要ス
理事長必要ト認ムルトキハ書面ニ依ル表決ヲ求メ招集ニ代フルコトヲ得

第十一條 監事及評議員ハ會長之ヲ委囑ス

第二十二條 理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル
會長故障アルトキハ理事長之ニ當ル
會長及理事長故障アルトキハ會長ノ指名スル理事之ニ當ル

第十二條 役員ノ任期ハ三年トス但シ重任ヲ妨ゲズ
補闕ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十三條 理事會ノ議事ハ出席理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第十三條 役員任期滿了ノ場合ハ後任者ノ就職スル迄仍チ前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フ

第二十四條 評議員ノ議決スベキ事項左ノ如シ
一 歳入歳出豫算ニ關スル事項
二 決算及事業執行狀況ニ關スル事項
三 其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十四條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任命又ハ委囑ス
一 研究員 若干名
一 助手 若干名
一 幹事 若干名
一 主事 若干名
一 書記 若干名

第二十五條 評議員會ハ毎年度一回會長之ヲ招集ス但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時之ヲ招集スルコトヲ得

第十五條 研究員ハ調査研究ニ從事ス
助手ハ研究員ノ調査研究ヲ補佐ス

第二十六條 第二十二條及第二十三條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第十六條 幹事ハ理事長ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ニ從事ス

第二十七條 理事會ノ議決ヲ經テ若干個ノ委員會ヲ設置スルコトヲ得

第十七條 主事及書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ニ從事ス

第二十八條 前條ノ委員ハ本會役職員參與及學識經驗アル者ノ中理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委囑ス
學識經驗アル者ノ中ヨリ委囑セラレタル委員ノ任期ハ二年トス

第十八條 本會ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得
顧問ハ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委囑ス

第二十九條 本會ニ基本財産ヲ置ク
基本財産ノ積立管理及處分方法ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

一 研究員 若干名
一 助手 若干名
一 幹事 若干名
一 主事 若干名
一 書記 若干名

第三十條 本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

一 基本財産以外ノ資産
二 寄附金
三 會費
四 其ノ他ノ收入

第三十一條 本會ノ經費ハ左ニ掲グルモノヲ以テ之ヲ支辨ス

一 基本財産以外ノ資産
二 寄附金
三 會費
四 其ノ他ノ收入

第三十二條 本會ノ事務執行ニ關シ必要ナル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第三十三條 本規約ヲ變更セントスルトキハ理事三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第三十四條 本會設立當時ノ理事左ノ如シ (省略)